

「ふくしま住宅建築賞」(第27回) 募集要項

主 催：公益社団法人 福島県建築士会
後 援：福島県

1. 目 的

建築士は、建築物の設計、施工及び工事監理等を担う技術者として、居住環境の向上、良質な社会資本の形成、さらには自然環境や地球環境の保全に至るまで大きな責任を負っています。また、県民が「真の豊かさ」を実感できる良質な住まいを確保するうえで、建築士が果たすべき「社会的役割」は重要であり、以下に示すような住宅づくりに貢献した取り組みを表彰することにより、“ふくしま”らしい住まいづくり並びにまちづくりにかかる意識の醸成を図ることを目的として、「ふくしま住宅建築賞」を実施します。

2. 表彰基準

「ふくしま住宅建築賞」に定める、正賞、福島県知事賞、準賞、奨励賞、特別賞、入選は、以下により選考し、表彰します。

(1) 正賞、福島県知事賞、準賞、奨励賞、特別賞は、地球環境にやさしく、地域の周辺環境に調和し、美しい景観の形成に寄与するとともに、安全で安心して快適であるという観点から、外構を含めた住宅全体を評価し、古民家や空き家のリノベーション、県産材の利活用、伝統技術の継承、技術開発・イノベーション、その他、審査会が特に優れていると評価するものを総合的に審査します。

また、福島県知事賞の評価にあたっては、上記で定める観点のなかで、特に次に掲げる項目に重点をおいて審査を行います。

- ① 設計者、施工者及び資材供給者等の連携がなされているもの
- ② 県産木材、県産の建築材料等の地域資源を活用しているもの
- ③ 大工、左官等技能者の持つ伝統的スキルが活かされているもの
- ④ その他、まちづくりや今日的な問題解決に積極的に取り組み、地域の住宅建築文化の継承・発展につながるもの 等

(2) 入選は、第一次審査（書類審査）を経て、現地審査の対象となったもののうち、最終審査において他の賞に該当しないものとする。

3. 応募資格

応募対象建築物の所有者及び設計した建築士又は施工した建築士とする。

※地域に根ざした工務店や卓越した大工技術を持った建築士の皆さまの応募をお待ちしております。

4. 応募対象建築物

平成29年1月1日から令和6年12月31日までの8年間に、県内において完成した「専用住宅（貸家併用住宅を含む）、併用住宅（住宅部分の床面積が50%以上の併用住宅に限る）、集合住宅（概ね500㎡程度以内のもの）」で、新築又は改修のものを応募の対象とします。

ただし、前回までの「ふくしま住宅建築賞」に応募したものを除きます。

また、多数の参加を図るため応募者1名につき2点までの応募とさせていただきます。なお、現地審査の際に住宅内部の審査並びに建築主へのヒアリングを実施いたしますので、応募にあたっては必ず建築主の了解を得てください。

5. 受付期間

令和7年7月1日から令和8年8月31日までとします。

6. 応募方法

- (1) 「ふくしま住宅建築賞申込書」(別紙様式1)に所要事項を記入のうえ、(2)の書類を添えて(公社)福島県建築士会へ提出すること。
なお、郵送の場合は、令和8年8月31日消印有効とする。
※申込書の用紙は、本会ホームページからダウンロードできます。
または福島県建築士会事務局または各支部から受領してください。

(2) 添付書類

- ① 「ふくしま住宅建築賞」住宅設計概要(別紙様式2)
- ② 提出する図面
 - a) 必須図面＝配置図・各階平面図及び立面図、矩計図
 - b) 任意図面＝特に説明したい部分の図面又は前記aに併画されていない図面

※a) b)の図面はいずれもA4判縮小のこと
- ③ 検査済証(写)(※建築確認を要しない場合は不要)
- ④ 写真はカラーとし、A4判の台紙(3枚以内)に貼り、提出者名を余白に記入すること(※写真の枚数、レイアウトは自由)。
なお、写真には、建物と周囲の景観が判断できるものを必ず含めること。
※特に改修の専用住宅又は併用住宅の場合には、改修前の状況がわかる設計図書並びに写真等を必ず添付すること。

7. 審査方法

審査委員による書類審査及び現地審査を行い、総合評価によって行います。

8. 表彰等

- (1) 入賞建築物には、次の賞を贈ります。

【 顕彰 】

正賞	賞 1点	賞状及び記念品(建築主、設計者、施工者)
準賞	賞	賞状及び記念品(建築主、応募者)
奨励賞	賞	賞状及び記念品(建築主、応募者)
特別賞	賞	賞状及び記念品(建築主、応募者)
入選	選	賞状及び記念品(建築主、応募者)

準賞、奨励賞、特別賞、入選の点数については、応募状況及び審査結果で決定します。

【特別顕彰】

福島県知事賞	1点	賞状及び盾※1並びに記念品 (建築主、設計者、施工者、技能者)
--------	----	------------------------------------

※1：福島県知事賞の盾は建築主に贈呈されます。

- (2) 表彰式は、令和9年6月に開催の第77回通常総会の席上で行います。

9. 応募建築物等の取扱

- (1) 応募建築物の公表・展示・出版等は、本会が無償で使用できるものとする。
- (2) 提出書類は、返却しないものとする。
- (3) 応募に要する経費は、応募者の負担とする。

◆ お問い合わせ・申込書提出先 ◆

公益社団法人 福島県建築士会 事務局
〒960-8043 福島市中町 4-20
tel : 024 - 523 - 1532 fax : 024 - 523 - 4644
E-mail : info@fukushima-aba.or.jp